

講義録レポート

講義録コード 06-14-9-101-14

講座	社会保険労務士	科目①	
目標年	2014年合格目標	科目②	
コース	第46回社会保険労務士 本試験解答解説会	回数	1回
		通算回数	1回
用途			

収録日	2014年8月30日		
講師名	高橋 眞幸 先生 高橋 比沙子 先生 宮島 哲浩 先生	板書枚数	1枚 ※レポート含まず
		補助レジュメ枚数	58枚
		その他()	枚

授業構成	前半 85分 → 休憩 10分 → 後半 85分		
実施テスト	有 ・ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●テキスト [] P.	～ P.	
	●レジュメ [] P.	～ P.	
	●その他 [] P.	～ P.	
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ ()	枚	講義録添付 (有・無)
	●その他 ()	枚	講義録添付 (有・無)
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		
	本解説講義には板書はございません。		

第46回（平成26年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会



平成26年8月30日～8月31日 解答解説会資料

064-8900-1069-12

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第46回 本試験分析

◎特徴

1. 択一式… 難易度自体は昨年並みであり、ここ数年では比較的難易度が高く、高得点が狙える科目が少なかった印象を受ける。また、組み合わせ問題の出題に加えて、労働関係科目で個数問題の出題があったこと等、全体的な出題傾向の変化も見られ、多くの受験生が苦戦したものと思われる。一方で、厚年法は昨年に続き基本事項からの出題が中心であり、比較的得点しやすい内容であった。
2. 選択式… 昨年に比べると全体的に基本事項からの出題が多く、ここ数年の出題の中では比較的得点しやすい内容であった。労基法で判例からの出題があったが、判例を知らなくても通常の学習で得点可能な内容であった。一方で、労一は統計調査についてのやや細かい内容を問う問題であり、苦戦した受験生もいたものと思われる。

◎合格ラインの予想

1. 択一式… 総得点 47点以上 各科目 4点以上
2. 選択式… 総得点 28点以上 各科目 3点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月12日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	6 + 2	5 + 3	2 + 4	7	7	7	50

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	4	5	3	4	5	5	5	34

◎択一式問題 科目別コメント

労基・安衛…問3(労基法)及び問8(安衛法)では個数問題が出題された。

労災・徴収…労災法は、個別の保険給付の出題がなかった。全般的に、労災保険制度の基本的な理解が問われている。また、業務災害・通勤災害の事例問題は3年連続大問での出題となった。徴収法は、問8は、個数問題であり、いくつか応用レベルの肢もあったため、やや難易度の高い問題となっている。問9及び問10は、基本事項からの出題であり、比較的容易に正答肢を導き出せたであろう。

- 雇用・徴収**…雇用法は、基本問題が中心であるが、具体的な事例問題や細部からの出題もみられ、解答に迷う点があったかもしれない。「誤り」を選ぶ問題が6問を占めており、5肢の中に明らかな誤りの肢があつて解答しやすいものも多かった。徴収法は、いずれも基本問題からの出題であり、通常の学習の範囲内で3点を取ることは可能と思われる。
- 常識**…労一は、法規については、基本的な事項を確実に押さえて勉強していれば、問1と問2は解答できる。労働経済において馴染みのない統計からの出題もあつたので、問1と問2で得点しておきたい。社一は、全般的に平易な問題であるが、問6は難問である。問7、9は基本的な学習で解答が導き出せる。問10はAからDで戸惑つたかもしれないが、正解のEが明確であるので、確実に得点できる。
- 健保**…問9、問10で事例問題が出題されるなど、応用力が必要な問題もみられたが、全体的には基本的な知識で正解を導くことができる問題も多く、7点は得点できるとと思われる。
- 厚年**…問2は難問であるが、それ以外は基本事項を問う問題が多かった。具体的な事例を基に判断を求める出題がみられ、確実な知識が出来を左右する内容であつた。
- 国年**…全体的に改正点と基本事項を丁寧に学習していた受験生が取り組みやすい出題内容であつた。事例問題も出題されたが、昨年のような複雑さはなく、学習した内容と出題論点の関連が推測できれば解答可能であつた。

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛**…B及びCは通達からの出題であつたが、設問の通達を直接目にしたことのない受験生であっても、前後の内容から解答を導き出すことは可能である。
- 労災**…基本事項からの出題であり、5点満点也十分可能である。
- 雇用**…いずれも基本的な内容であり、確実に得点したい。3は「就業促進手当の額」と法律条文からの出題であつたが、内容から再就職手当及び就業促進定着手当(改正点)の額の問題であると気がつけば、得点は可能である。
- 労一**…A、Bは基本的な問題であつた。Cは後述の調査事項(常用労働者数、パートタイム労働者数、現金給与額)を見ると「⑩毎月勤労統計調査」と判断できる。A、B、Cで3点は得点しておきたい。
- 社一**…2年連続白書からの出題である。一見難問であるように思われるが、各法令の規定をしっかりと押さえている方は、確実に得点できたであろう。
- 健保**…基本事項からの出題であり、5点満点をとることも可能である。
- 厚年**…条文の基本事項からの出題であり、いずれの空欄についても確実に得点したい。
- 国年**…基本条文からの出題であつた。5点得点できた受験生も多かったと思われる。

択一式解答

平成26年8月25日 14:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	A	E	C	C	C	D	B	C	E	C
労災保険法 (徴収法含む)	E	A	B	E	D	C	E	E	D	D
雇用保険法 (徴収法含む)	E	D	C	B	E	C	D	D	C	E
労働及び社会保険 に関する一般常識	B	C	B	A	C	B	C	B	D	E
健康保険法	C	D	A	B	C	D	C	E	E	B
厚生年金保険法	A	D	E	B	E	C	E※	C	D	A
国民年金法	D	C	D	C	A	B	E	C	B	A

※厚生年金保険法〔問7〕

Bについては、老齢厚生年金は介護保険料の特別徴収の対象でないため、老齢厚生年金として支給される金額から介護保険の保険料を控除して支払われることはないことから、正しい肢と考えることができるが、Eが明らかに正しい肢であるため、Eを正解肢とした。Bについても疑義があり、複数解答の可能性も残る。

選 択 式 解 答

平成26年8月24日 17:20現在

[問 1] 労働基準法・労働安全衛生法

(最一小平成25. 6. 6八千代交通事件、平成20. 9. 9基発0909001号、安衛法66条の5, 1項、安衛法80条)

- A (16) 含まれるもの
- B (10) 時間単価に換算した賃金額
- C (13) 重要な要素
- D (5) 衛生委員会若しくは安全衛生委員会
- E (6) 勧奨する

[問 2] 労働者災害補償保険法

(法附則58条1項、2項、法附則60条2項、則附則31項)

- A (18) 障害補償年金前払一時金
- B (12) 1340日分
- C (20) 祖父母及び兄弟姉妹
- D (6) 200日分、400日分、600日分、800日分、1000日分
- E (2) 40%

[問 3] 雇用保険法

(法10条の4, 1項、法22条2項1号、法56条の3, 1項1号ロ、3項2号)

- A (18) 額の2倍に相当する額
- B (16) 360日
- C (7) 10分の5
- D (8) 10分の6
- E (5) 10分の4

[問 4] 労働に関する一般常識

(次世代法12条1項、3項、同法12条の2, 1項、同則1条の2、統計法13条、同法61条1号、厚生労働省「平成24年度雇用均等基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」)

- A (1) 約2%
- B (5) 101人
- C (18) 毎月勤労統計調査
- D (10) 基幹統計調査
- E (14) 出勤日数

[問 5] 社会保険に関する一般常識

(平成25年版厚生労働白書P204、309、314)

- A (7) 3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降
- B (14) 地域包括ケアシステム
- C (17) 平成37年
- D (3) 16.4%
- E (8) 3分の1

[問 6] 健康保険法

(法85条の2, 2項、法附則3条4項、則62条の3, 4号、平成20. 3. 31厚労告221号)

- A (12) 9月30日
- B (16) 合算額の2分の1
- C (13) 介護保険法
- D (6) 320
- E (1) 0

[問 7] 厚生年金保険法

(法39条の2、法55条1項、法57条、法79条の3, 1項)

- A (18) 年金積立金管理運用独立行政法人
- B (11) 寄託
- C (8) 5年
- D (3) 2
- E (15) に充当する

[問 8] 国民年金法

(法4条の3, 1項、2項、法70条)

- A (2) 5
- B (10) 財政均衡
- C (8) 100
- D (20) 療養に関する指示に従わない
- E (17) 全部又は一部を行わない

難 易 度 一 覧 表

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	●	7	2	1	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	7	3	0	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	◎	△	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	7	3	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	◎	◎	●	△	△	●	◎	△	◎	◎	5	3	2	
健康保険法	△	△	◎	△	△	◎	◎	◎	△	◎	5	5	0	
厚生年金保険法	◎	●	◎	◎	△	△	◎	◎	△	◎	6	3	1	
国民年金法	◎	◎	◎	△	△	△	◎	◎	△	△	5	5	0	
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)											個数	42	24	4
											%	60	34	6

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	◎	3	2	0
労災保険法	◎	◎	◎	◎	△	4	1	0
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	◎	◎	◎	●	△	3	1	1
社会一般常識	◎	◎	△	◎	△	3	2	0
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)						33	6	1

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【 労働安全衛生法 】

労働安全衛生法第 80 条においては、都道府県労働局長は、・・・(略)・・・当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを [E] ことができる。

E：勧奨する

教材・箇所等

暗記カード① 安衛－25

都道府県労働局長は、・・・(略)・・・当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る [E] を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の [F] べきことを [G] することができる。

E：診断

F：意見を聴く

G：勧奨

【 労災保険法 】

教材・箇所等

暗記カード① 労災－16

政府は、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る〔 A 〕の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、労災保険法により定められている額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。その定められている額とは、障害等級が第 1 級の場合、給付基礎日額の〔 B 〕である。

A : 障害補償年金前払一時金

B : 1340 日分

政府は、当分の間、障害（補償）年金の受給権者が〔 A 〕した場合で、その者に支給された障害（補償）年金の額と〔 B 〕の額の合計額が、下表の等級別の給付額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その〔 C 〕に相当する額の障害（補償）年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第 1 級	給付基礎日額の〔 D 〕日分
2	〃 1,190 日分
3	〃 1,050 日分
4	〃 920 日分
5	〃 790 日分
6	〃 670 日分
7	〃 〔 E 〕日分

A : 死亡

B : 障害（補償）年金前払一時金

C : 差額

D : 1,340

E : 560

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の〔 D 〕に相当する額とされている。

D : 200 日分、400 日分、600 日分、800 日分、1000 日分

教材・箇所等

暗記カード① 労災－22

遺族（補償）年金前払一時金の額は、給付基礎日額の〔 A 〕のうち、受給権者の選択する額である。

A : 200 日分、400 日分、600 日分、800 日分又は 1,000 日分

上記災害の発生が、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の〔 E 〕が費用徴収される。

E : 40%

教材・箇所等

暗記カード① 労災-32

上記(1)①の「〔 E 〕」による場合には、保険給付の額の〔 I 〕%相当額、「重大な過失」による場合には、保険給付の額の〔 J 〕%相当額

E : 故意

I : 100

J : 40

【 雇用保険法 】

・(略)・厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の〔 A 〕以下の金額を納付することを命ずることができる。

A : 額の2倍に相当する額

教材・箇所等

暗記カード① 雇用-43

・(略)・厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた〔 G 〕の額の〔 H 〕に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

G : 失業等給付

H : 2倍

・(略)・就職が困難なものに係る所定給付日数は、算定基礎期間が1年であり、当該基本手当の受給資格に係る離職の日において45歳である受給資格者にあつては〔 B 〕とされている。

B : 360日

教材・箇所等

暗記カード① 雇用-18

(2)就職困難者である受給資格者

年齢	算定基礎期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	〔 A 〕	300日
45歳以上65歳未満		〔 B 〕

A : 150日

B : 360日

・・・(略)・・・支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上であるものについては、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 C 〕(その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、〔 D 〕)を乗じて得た数を乗じて得た額・・・(略)・・・

C : 10分の5

D : 10分の6

教材・箇所等

暗記カード① 雇用－30

①支給残日数が所定給付日数の3分の2未満の場合

基本手当日額 × (支給残日数 × 〔 B 〕)

②支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合

基本手当日額 × (支給残日数 × 〔 C 〕)

B : 10分の5

C : 10分の6

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 C 〕(その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、〔 D 〕)を乗じて得た数を乗じて得た額・・・(略)・・・

C : 10分の5

D : 10分の6

教材・箇所等

実力テスト第2回 選択式問4

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 B 〕(その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が〔 C 〕であるものにあつては、10分の6)を乗じて得た数を乗じて得た額・・・(略)・・・

B : 10分の5

C : 当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 C 〕(その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、〔 D 〕)を乗じて得た数を乗じて得た額・・・(略)・・・

C : 10分の5

D : 10分の6

教材・箇所等

全国公開模試 選択式予想問題集 問8

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に10分の5(その〔 A 〕における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上であるものにあつては、〔 C 〕)を乗じて得た数を乗じて得た額・・・(略)・・・

A : 職業に就いた日の前日

C : 10分の6

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 E 〕を乗じて得た数を乗じて得た額を限度・・・(略)・・・

E : 10分の4

教材・箇所等

超・直前ファイナルチェックゼミ 選択式問3

・・・(略)・・・基本手当日額に支給残日数に相当する日数に〔 E 〕を乗じて得た数を乗じて得た額を限度・・・(略)・・・

E : 10分の4

【 労働に関する一般常識 】

一般雇用主であつて、常時雇用する労働者が〔 B 〕以上の企業は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づいて、・・・(略)・・・厚生労働大臣への届出が義務づけられている。

B : 101 人

教材・箇所等

暗記カード① 常識(労働)－17

3. 一般事業主行動計画の策定

(1) 常時雇用する労働者数が〔 D 〕を超える一般事業主※

D : 100 人

一般雇用主であって、常時雇用する労働者が〔 B 〕以上の企業は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づいて、・・・(略)・・・厚生労働大臣への届出が義務づけられている。

B : 101 人



教材・箇所等

全国公開模試 選択式予想問題集 問 11

3 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が〔 E 〕ものは、行動計画策定指針に即して、・・・(略)・・・厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

E : 100 人を超える

【 社会保険に関する一般常識 】

こうした状況を踏まえ、平成 22 年度から平成 24 年度までに講じられてきた①協会けんぽの保険給付費等に対する国庫補助率を 13%から〔 D 〕に引き上げる

D : 16.4%



教材・箇所等

全国中間模試 選択式問 5

こうした状況を踏まえ、2010 年度から 2012 年度までに講じられてきた①協会けんぽの保険給付費等に対する国庫補助率を 13%から〔 C 〕に引き上げる

C : 16.4%

【 健康保険法 】

教材・箇所等

全国公開模試 選択式予想問題集 問 18

厚生労働大臣が告示で定める生活療養標準負担額は、低所得者以外の者については、以下の額となっている。なお、1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、3食に相当する額を限度とする。

(1) 下記 (2) 以外の者－1日につき
[D] 円と1食につき460円又は420円との合計額

(2) 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定めるもの－1日につき [E] 円と1食につき 260 円との合計額

D : 320

E : 0

1 入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、①病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者（入院医療の必要性の高い者）と、②それ以外の者について、それぞれの所得の状況等に応じて定められており、①の者は、1日につき [A] の居住費と1食につき [B] の食費との合計額、②の者は、1日につき [C] の居住費と1食につき [D] の食費との合計額が生活療養標準負担額となる。

A : 零円

B : 100 円から 260 円まで

C : 320 円

D : 130 円から 460 円まで

教材・箇所等

暗記カード② 健保－21

1 特例退職被保険者の標準報酬月額は、その特定健康保険組合の前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年。以下同じ。）の [A] における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の12分の1に相当する額との [B] に相当する額の範囲内において規約で定める額となる。

A : 9月30日

B : 合算額の2分の1

特例退職被保険者の標準報酬月額については、特定健康保険組合が管掌する前年（1月から3月までの標準報酬月額については前々年。以下同じ。）の [B] における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の [C] に相当する額との合算額の [D] に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。

B : 9月30日

C : 12分の1

D : 2分の1

厚生労働大臣が告示で定める生活療養標準負担額は、低所得者以外の者については、以下の額となっている。なお、1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、3食に相当する額を限度とする。

(1) 下記(2)以外の者－1日につき

[D] 円と1食につき460円又は420円との合計額

(2) 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定めるもの－1日につき [E] 円と1食につき260円との合計額

D : 320

E : 0

教材・箇所等

暗記カード② 健保－30

食費 〔1食につき〕	居住費 〔1日につき〕
[A] 円	[B] 円
420 円	
210 円	
130 円	[D] 円
[C] 円	
210 円	
160 円	
100 円	

A : 460

B : 320

C : 260

D : 0

【 厚生年金保険法 】

1 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下「積立金」という。）の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第79条の2に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、[A] に対し、積立金を [B] することにより行うものとする。

A : 年金積立金管理運用独立行政法人

B : 寄託

教材・箇所等

実力完成答練第7回 選択式問1

3 積立金の運用は、厚生労働大臣が、上記2の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、[E] に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

E : 年金積立金管理運用独立行政法人

2 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して〔 C 〕を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、

C : 5 年



教材・箇所等

暗記カード② 厚年－33

障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して〔 A 〕を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、

A : 5 年

2 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して〔 C 〕を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において

C : 5 年



教材・箇所等

実力完成答練第 7 回 選択式問 5

2 障害手当金は、傷病の初診日において被保険者であった者が、障害の程度を定めるべき日（当該初診日から起算して〔 C 〕をいう。）において

C : 5 年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日

3 障害手当金の額は、＜中略＞ただし、その額が障害等級 3 級の障害厚生年金の最低保障額に〔 D 〕を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。

D : 2



教材・箇所等

暗記カード② 厚年－33

上記(1)により計算した額が障害厚生年金の最低保障額に〔 E 〕を乗じて得た額に満たないときは、当該額を障害手当金の額とする。

E : 2

【 国民年金法 】

教材・箇所等

実力完成答練第 6 回 選択式問 3

1 政府は、少なくとも [A] 年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について、その現況及び [B] 期間における見通しを作成しなければならない。

この [B] 期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね [C] 年間とする。

A : 5

B : 財政均衡

C : 100

2 政府は、[B] ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び [C] における見通し（以下本問において「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。 <中略>

3 上記 2 の [C] は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね [E] 年間とする。

B : 少なくとも 5 年

C : 財政均衡期間

E : 100

教材・箇所等

暗記カード② 国年-47

1 政府は、少なくとも [A] 年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに国民年金法による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支について、その現況及び [B] 期間における見通しを作成しなければならない。

この [B] 期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね [C] 年間とする。

A : 5

B : 財政均衡

C : 100

政府は、少なくとも [C] ごとに、次に掲げる内容の「財政の現況及び見通し」を作成し、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(1) <中略>

(2) 当該「財政の現況及び見通し」が作成される年以降おおむね [E] とされている [F] における上記(1)の収支の見通し

C : 5 年

E : 100 年間

F : 財政均衡期間

2 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて [D] ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その [E] ことができる。

D : 療養に関する指示に従わない

E : 全部又は一部を行わない

教材・箇所等

暗記カード② 国年-55

故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その [I] を行わないことができる。

I : 全部又は一部

2 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて [D] ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その [E] ことができる。

D : 療養に関する指示に従わない

E : 全部又は一部を行わない

教材・箇所等

選択式セミナー実践編 問 8

1 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、[A]。

A : その全部又は一部を行わないことができる

択一式解答・解説（科目別）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 A

- A ○ 労働基準法5条。設問の通り正しい。
- B × 労働基準法6条、法121条、昭和23. 3. 2基発381号、昭和34. 2. 16 33基収8770号。労働基準法6条の違反行為の主体は、個人、団体又は公人たると私人たるとを問わない。設問の場合については、法人の従業者たる行為者が処罰の対象となる。
- C × 労働基準法7条、昭和22. 11. 27基発399号。労働基準法7条の規定における給与に関しては、有給たると無給たるとは当事者の自由に委ねられており、当該労働時間に対応する賃金を支払うことは義務づけられていない。
- D × 平成11. 3. 31基発168号。事業とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織の下に業として継続的に行われる作業の一体をいうのであって、必ずしもいわゆる経営上一体をなす支店、工場等を総合した全事業を指称するものではない。また、一の事業であるか否かは、主として場所的観念によって決定すべきもので、同一の場所にあるものは原則として分割することなく1個の事業とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とすることとされている。
- E × 労働基準法10条。労働基準法で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

〔問 2〕 正解 E

- A ○ 労働基準法19条、昭和26. 8. 9基収3388号。設問の通り正しい。
- B ○ 労働基準法20条2項。設問の通り正しい。
- C ○ 労働基準法21条4号。設問の通り正しい。
- D ○ 労働基準法19条1項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 労働基準法20条1項、民法140条。解雇の予告をした日は、解雇予告期間に算入しない。したがって、設問のように9月30日の終了をもって労働者を解雇する場合は、8月31日に解雇の予告をしなければならない。

〔問 3〕 正解 C（イ・ウ・エの3つ）

- ア × 労働基準法11条、昭和22.9.13発基17号、昭和23.8.18基収2520号。いわゆる解雇予告手当は、賃金には含まれない。
- イ ○ 労働基準法108条、則54条1項6号、7号。設問の通り正しい。
- ウ ○ 労働基準法12条、昭和33.2.13基発90号。設問の通り正しい。
- エ ○ 労働基準法37条5項。設問の通り正しい。
- オ × 最大判昭和36.5.31日本勸業経済会事件。最高裁判所の判例では、「労働基準法24条1項は、労働者の賃金債権に対しては、使用者は、使用者が労働者に対して有する債権をもって相殺することを許されないとの趣旨を包含するものと解するのが相当である。このことは、その債権が不法行為を原因としたものであっても変りはない。」としている。

〔問 4〕 正解 C

- A × 労働基準法25条。使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払わなければならない。
- B × 労働基準法26条、民法536条2項、最二小昭和62.7.17ノース・ウエスト航空事件。最高裁判所の判例では、「労働基準法26条の『使用者の責に帰すべき事由』とは、取引における一般原則たる過失責任主義とは異なる観点をも踏まえた概念というべきであって、民法536条2項の『債権者の責めに帰すべき事由』よりも広く、使用者側に起因する経営、管理上の障害を含むものと解するのが相当である。」としている。
- C ○ 労働基準法26条、昭和23.6.11基収1998号。設問の通り正しい。

- D × 労働基準法26条、昭和24.12.2基収3281号。設問のように、「残りの労働者を就業させることが可能であるにもかかわらず、使用者がこれを拒否した場合」は、労働基準法26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当する。事業場における一部の労働者のストライキの場合には、当該ストライキを行った労働者以外の労働者の一部が労働を提供し得なくなった場合にその程度に応じて労働者を休業させることは差し支えないが、その限度を超えて休業させた場合には、その部分については、労働基準法26条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するものとされている。
- E × 労働基準法27条。労働基準法27条の趣旨は、労働者の責に基づかない事由によって、実収賃金が低下することを防ぐことであり、同条は、出来高払制その他の請負制で使用される労働者の賃金については、労働した時間に応じて一定額の保障を行うべきことを使用者に義務付けている。

【問 5】 正解 C

- A ○ 労働基準法38条1項、昭和23.5.14基発769号。設問の通り正しい。
- B ○ 労働基準法32条、昭和63.3.14基発150号・婦発47号。設問の通り正しい。
- C × 労働基準法38条の4,5項。設問の、いわゆる1箇月単位の変形労働時間制の一定事項の定めを、いわゆる労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決による決議により行うことも認められている。
- D ○ 労働基準法32条、昭和33.10.11基収6286号。設問の通り正しい。
- E ○ 労働基準法34条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 D

- A ○ 労働基準法39条。設問の通り正しい。
- B ○ 労働基準法39条、最二小昭和48.3.2白石宮林署事件。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 労働基準法39条6項、平成21. 5. 29基発0529001号。設問の通り正しい。
- D × 労働基準法65条3項。設問文の前段の記述は正しいが、後段のただし書に係る規定はない。
- E ○ 労働基準法68条、昭和63. 3. 14基発150号・婦発47号。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 B（イとウ）

- ア ○ 労働基準法89条。設問の通り正しい。
- イ × 労働基準法89条。法89条の「常時10人以上の労働者を使用する」とは、時としては10人未満となることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用しているという意味であり、設問のように、常時は8人であっても、繁忙期においてさらに2、3人雇い入れるという場合は、これに含まない。
- ウ × 労働基準法89条、平成11. 3. 31基発168号。絶対的必要記載事項の一部又は相対的必要記載事項の記載を欠く就業規則も、その効力発生についての他の要件を具備する限り、有効である。
- エ ○ 労働基準法32条の3、平成11. 3. 31基発168号。設問の通り正しい。
- オ ○ 労働基準法90条1項、昭和25. 3. 15基収525号。設問の通り正しい。

【問 8】 正解 C（イ・ウ・オの3つ）

- ア × 労働安全衛生法2条3号。労働安全衛生法では、「事業者」は、「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。」と定義されている。
- イ ○ 労働安全衛生法3条3項。設問の通り正しい。
- ウ ○ 労働安全衛生法122条。設問の通り正しい。
- エ × 労働安全衛生法29条2項。法29条2項の規定の違反には、罰則は付いていない。
- オ ○ 労働安全衛生法3条2項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E（オとア）

- ア × 労働安全衛生法10条。都道府県労働局長が、事業者に対して総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる旨の規定はない。
- イ ○ 労働安全衛生規則23条の2。設問の通り正しい。
- ウ ○ 労働安全衛生法13条の2、則15条の2, 1項。設問の通り正しい。
- エ ○ 労働安全衛生法12条1項、則7条1項5号イ。設問の通り正しい。
- オ × 労働安全衛生法17条4項、5項。設問文中の「その（安全委員会の）委員の半数」は、「安全委員会の議長となるべき委員以外の委員の半数」である。なお、その他の記述は正しい。

〔問 10〕 正解 C

- A ○ 労働安全衛生法30条1項、則642条の3。設問の通り正しい。
- B ○ 労働安全衛生法59条、法60条。設問の通り正しい。
- C × 労働安全衛生法59条、法60条、法119条～法122条。雇入れ時の教育（法59条1項）、作業内容変更時の教育（法59条2項）の規定に違反した場合には50万円以下の罰金、特別の教育（法59条3項）の規定に違反した場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則が付けられているが、職長等の教育（法60条）の規定の違反については、罰則は付けられていない。
- D ○ 労働安全衛生規則40条の3。設問の通り正しい。
- E ○ 労働安全衛生法59条1項、派遣法45条。設問の通り正しい。

労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 昭和32. 7. 19基収4390号。設問の通り正しい。
- B ○ 昭和26. 4. 13基収1497号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和50. 12. 25基収1724号。設問の通り正しい。
- D ○ 昭和24. 12. 15基収3001号。設問の通り正しい。
- E × 昭和34. 7. 15基収2980号。設問の災害は業務上とされる。

〔問 2〕 正解 A（ウの1つ）

- ア ○ 昭和41. 2. 15基災発8号。設問の通り正しい。
- イ ○ 昭和35. 11. 2基発932号。設問の通り正しい。
- ウ × 昭和52. 3. 30基発192号。日本に本社を有する企業の海外支店に直接採用（現地採用）された者は、特別加入の資格がないこととされている。
- エ ○ 労災保険法3条、昭和28. 8. 6基収3189号。設問の通り正しい。
- オ ○ 平成25. 3. 1基発0301第1号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 B

- A ○ 労災保険法12条の2の2, 1項。設問の通り正しい。
- B × 労災保険法12条の2の2, 2項前段。設問の給付制限は、労働者に「重大な過失」がある場合に行われる。
- C ○ 労災保険法12条の2の2, 2項後段。設問の通り正しい。
- D ○ 労災保険法12条の2の2, 2項前段。設問の通り正しい。
- E ○ 労災保険法12条の2の2, 1項。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 労災保険法29条1項3号。設問の通り正しい。
- B ○ 労災保険法29条1項3号。設問の通り正しい。
- C ○ 労災保険法29条1項3号。設問の通り正しい。
- D ○ 労災保険法29条1項2号。設問の通り正しい。
- E × 労災保険法29条1項。葬祭料の支給を図るために必要な事業は社会復帰促進等事業に含まれない。

〔問 5〕 正解 D

- A ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- B ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- C ○ 昭和61.6.30基発383号。設問の通り正しい。
- D × 昭和61.6.30基発383号。派遣先については、不正受給者からの費用徴収に係る連帯納付命令の規定は適用されない。
- E ○ 労災保険法46条、則51条の2。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 C

- A × 労災保険法31条1項1号。設問の費用徴収は、事業主が「重大な過失」により保険関係成立届を提出していない場合に行われる。
- B × 労災保険法31条1項2号。設問の費用徴収は、「督促状に指定する期限後の期間」について行われる。
- C ○ 労災保険法31条1項。設問の通り正しい。一般保険料が納付されている期間であっても、事業主が重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故については、事業主からの費用徴収が行われる。
- D × 労災保険法34条1項4号。特別加入保険料の滞納期間中の事故については、費用徴収ではなく、支給制限の対象となる。
- E × 労災保険法35条1項7号。特別加入保険料の滞納期間中の事故については、費用徴収ではなく、支給制限の対象となる。

〔問 7〕 正解 E

- A ○ 労災保険法35条1項カッコ書、則46条の22の2。設問の通り正しい。
- B ○ 労災保険法35条1項カッコ書、則46条の22の2。設問の通り正しい。
- C ○ 労災保険法32条。設問の通り正しい。
- D ○ 最二小昭和51. 11. 12判定取消請求他。設問の通り正しい。
- E × 労災保険法3条、船員保険法1条、2条1項。船員法上の船員についても労災保険法は適用される。

〔問 8〕 正解 E（ア～オの5つ）

- ア ○ 徴収法2条2項、法11条2項、昭和33. 10. 9基収5571号の2。設問の通り正しい。
- イ ○ 徴収法2条2項、法11条2項、昭和25. 2. 16基発127号。設問の通り正しい。結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金など個人的、臨時的な吉凶禍福に対して支給されるものは、労働協約等によって事業主にその支給が義務づけられていても、これを賃金としては取り扱わない。
- ウ ○ 徴収法2条2項、法11条2項、昭和51. 3. 31労徴発12号。設問の通り正しい。事業主が社会保険料、所得税等の労働者負担分を労働協約等の定めによって義務づけられて負担した場合には、その負担額に相当する額は賃金と解される。
- エ ○ 徴収法2条2項、法11条2項、昭和25. 12. 27基収3432号。設問の通り正しい。
- オ ○ 徴収法11条3項、則12条1号、4号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D

- A × 徴収法8条1項、則7条。「立木の伐採の事業」については、請負事業の一括は行われない。
- B × 徴収法8条1項、則7条。「機械器具製造業の事業」については、請負事業の一括は行われない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 徴収法8条1項。請負事業の一括は、法律上当然に行われるものであって、元請負人の申請により行われるものではない。
- D ○ 徴収法8条1項、則7条。設問の通り正しい。
- E × 徴収法8条、則8条。下請負事業の分離により下請負人をその請負事業に係る事業の事業主とするためには、元請負人及び下請負人が共同で申請しなければならない。

〔問 10〕 正解 D

- A × 平成12. 2. 24発労徴12号・基発94号、平成15. 3. 25基発0325008号。設問の場合には、それぞれの部門が独立して一の事業として取り扱われ、それぞれの部門ごとに、その事業の種類ごとに定められた労災保険率が適用される。
- B × 徴収法12条4項、平成26. 1. 27厚労告14号。設問文中の「1000分の15. 5」は、正しくは「1000分の13. 5」である。
- C × 徴収法13条。設問文中の「過去3年間に発生した通勤災害に係る災害率」は、正しくは「過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額」である。
- D ○ 徴収法14条。設問の通り正しい。
- E × 徴収法14条の2、則23条の3。設問の「1000分の5」は、正しくは「1000分の4」である。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 雇用保険法13条、法23条2項2号、則36条5号ニ、行政手引50305。設問の通り正しい。設問の者は、倒産・解雇等離職者とされ、離職の日以前2年間(算定対象期間)に被保険者期間が通算して12か月以上ない場合でも、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば、他の要件を満たす限り、基本手当を受給することができる。
- B ○ 雇用保険法14条2項1号。設問の通り正しい。最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、被保険者期間には含まれない。
- C ○ 雇用保険法13条1項、行政手引50152。設問の通り正しい。受給要件の緩和(算定対象期間の延長)が認められる疾病又は負傷は業務上、業務外の別を問わない。
- D ○ 雇用保険法13条1項、行政手引50152、50153。設問の通り正しい。受給要件の緩和により算定対象期間が延長されたとしても、その期間が4年を超えることはないので、設問の場合は基本手当の受給資格を有することはない。
- E × 雇用保険法14条1項。設問の場合、平成26年4月1日から4月25日までの期間は2分の1か月の被保険者期間として計算される。したがって、設問の者の被保険者期間は最長でも5.5か月であり、「6か月」となることはない。

〔問 2〕 正解 D（ウとオ）

- ア ○ 雇用保険法16条。設問の通り正しい。受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満である受給資格者について、基本手当の日額を算定する際に賃金日額に乘じる率は、賃金日額に応じて100分の80から100の45までの範囲で定められている。
- イ ○ 雇用保険法19条3項、則29条1項。設問の通り正しい。なお、設問の届出は失業認定申告書により行うこととされている。
- ウ × 雇用保険法19条1項1号。設問の場合、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額が支給される（基本手当の日額に100分の80を乗じるということとはない）。
- エ ○ 雇用保険法20条1項3号、法23条1項2号イ。設問の通り正しい。受給資格に係る離職の日（基準日）において45歳以上60歳未満であって算定基礎期間が20年以上の特定受給資格者の場合、基本手当の受給期間は、原則として、基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間となる。
- オ × 雇用保険法21条。雇用保険法21条に定める通算7日の待期間には、疾病又は負傷のため職業に就くことができない日が含まれるため、「求職の申込をした日の11日目から」でないと基本手当が支給されないということとはない。

〔問 3〕 正解 C（イとエ）

- ア × 雇用保険法4条4項。設問の定額残業手当は一定の時間外労働があったものとみなして支給されるものであるから、設問の差額も労働の対償として事業主が労働者に支払うものであり、雇用保険法に定める賃金に含まれる。
- イ ○ 雇用保険法17条4項、平成25.7.1厚労告226号。設問の通り正しい。最高限度額は受給資格に係る離職の日の年齢に応じて4段階（60歳以上65歳未満、45歳以上60歳未満、30歳以上45歳未満、30歳未満）に定められており、45歳以上60歳未満が最も高く設定されているが、最低限度額について

ては、その年齢にかかわらず一律である。

- ウ × 雇用保険法17条1項。賃金日額は、原則として、被保険者期間として計算された最後の6か月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）の総額を180で除して得た額とされている。
- エ ○ 雇用保険法17条1項、行政手引50451、50609。設問の通り正しい。賃金日額の算定の基礎となる賃金は、被保険者として雇用された期間に対するものとして同期間中に事業主の支払義務が確定した賃金とされている。支払義務の確定した賃金が所定の支払日を過ぎてもなお支払われないものがある月については、未払額を含めて賃金日額を算定する。
- オ × 雇用保険法4条4項、法17条1項、則2条1項、行政手引50403、50501。設問の住居は「労働の対償」として供与されており、その住居の利益は「賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われるもの」と解釈できることから、賃金日額の算定対象に含まれる。

〔問 4〕 正解 B

- A ○ 雇用保険法施行規則7条2項。設問の通り正しい。事業主は、その雇用する労働者が離職により当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて雇用保険被保険者資格喪失届を提出する際、当該被保険者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときは、雇用保険被保険者離職証明書を添えないことができるが、離職の日において59歳以上である被保険者については、この限りでないとしている。
- B × 雇用保険法8条、法74条。設問の「被保険者であった者に係る資格取得の確認の請求をする権利」について、「離職後2年を経過」することで時効消滅する旨の規定はない。被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認を請求することができるとしている。

- C ○ 雇用保険法8条、則8条1項。設問の通り正しい。被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求は、文書又は口頭で行うものとされている。
- D ○ 雇用保険法施行規則142条1項。設問の通り正しい。事業主は、その氏名又は住所等に変更があったときは、所定の届書に所定の書類を添えて、その変更があった日の翌日から起算して10日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- E ○ 雇用保険法施行規則14条の2, 1項。設問の通り正しい。事業主は、その雇用する被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が育児休業又は介護休業を開始したときは、原則として当該休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないとされている。

〔問 5〕 正解 E

- A ○ 雇用保険法6条4号、法38条1項、平成22. 4. 1厚労告154号、行政手引20555。設問の通り正しい。設問の者は、週あたりの労働時間が30時間以上であっても、「100日」の期間を定めて季節的に雇用されていたため、「4か月以内の期間を定めて雇用される者」として雇用保険法の適用が除外されるが、「引き続き30日間雇用されるに至った場合」には、当初定められた期間と新たに予定された雇用期間が通算して4か月を超えることとなるため、その定められた期間を超えた日から被保険者資格を取得する。
- B ○ 雇用保険法39条1項。設問の通り正しい。なお、設問の「離職の日以前1年間」は、当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）とされる。

- C ○ 雇用保険法39条2項。設問の通り正しい。特例受給資格者がその受給期限日（離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日）までに特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該受給期限日までに公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。
- D ○ 雇用保険法41条1項、則70条2項。設問の通り正しい。なお、設問の場合には、特例一時金を支給しないものとし、その者を受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、求職者給付（基本手当、技能習得手当及び寄宿手当に限る。）を支給するとされている。
- E × 雇用保険法40条1項、法附則8条。特例一時金の額は、原則として、特例受給資格者を受給資格者とみなした場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の30日（当分の間は40日）分とされている。なお、失業の認定があった日から受給期限日までの日数が30日（40日）に満たない場合には、その日数に相当する日数分とされている。

〔問 6〕 正解 C

- A ○ 雇用保険法56条の3, 1項1号イ、則82条1項1号。設問の通り正しい。なお、「離職前の事業主」には、関連事業主（資本等の状況からみて離職前の事業主と密接な関係にある他の事業主をいう。）を含むとされている。
- B ○ 雇用保険法56条の3, 1項1号ロ、則82条1項3号、行政手引57052。設問の通り正しい。離職理由による給付制限を受けた場合において、待期期間の満了後1か月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたことが要件とされ、この期間内に事業を開始した場合には再就職手当の支給対象とはなり得ない。

- C × 雇用保険法58条1項。移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに、支給される。
- D ○ 雇用保険法施行規則101条1項2号。設問の通り正しい。広域求職活動費の支給を受けた受給資格者等は、公共職業安定所の紹介した広域求職活動の全部又は一部を行わなかったときは、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に管轄公共職業安定所の長にその旨を届け出るとともに、次に掲げる区分に応じ、次に定める額を返還しなければならない。
- ① 公共職業安定所の紹介した広域求職活動の全部を行わなかったとき。
…支給した広域求職活動費に相当する額
- ② 公共職業安定所の紹介した広域求職活動の一部を行わなかったとき。
…支給した広域求職活動費から現に行った広域求職活動について計算した広域求職活動費を減じた額
- E ○ 雇用保険法60条2項。設問の通り正しい。偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、やむを得ない理由がある場合を除き、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付が支給されないが、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後新たに受給資格又は特例受給資格を取得した場合には、その受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付が支給される。

【問 7】 正解 D

- A ○ 雇用保険法33条1項、法36条3項。設問の通り正しい。基本手当を支給しないこととされる給付制限期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給しないとされている。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B ○ 雇用保険法33条1項、行政手引52203。設問の通り正しい。設問の場合には、退職するについて正当な理由ありとし、離職理由による給付制限は行われない。
- C ○ 雇用保険法33条1項ただし書。設問の通り正しい。設問の場合には、離職理由による給付制限が解除される。
- D × 雇用保険法29条1項。設問の場合、その拒んだ日以後基本手当が支給されない。
- E ○ 雇用保険法61条の5。設問の通り正しい。偽りその他不正の行為により育児休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、育児休業給付金を支給しないとされているが、その者の「配偶者」について給付制限を行う規定はない。

【問 8】 正解 D

- A ○ 徴収法5条、適用手引1編2章3ハ。設問の通り正しい。
- B ○ 徴収法39条1項。設問の通り正しい。都道府県及び市町村の行う事業は、二元適用事業である。
- C ○ 徴収法39条1項、則70条。設問の通り正しい。
- D × 徴収法9条、則10条1項2号。雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業についても、それぞれの事業が、事業の種類を同じくすることが、継続事業の一括の要件である。
- E ○ 徴収法9条。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 C（イとウ）

- ア ○ 徴収法19条1項。設問の通り正しい。
- イ × 徴収法19条2項。設問の有期事業については、保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を提出しなければならない。
- ウ × 徴収法19条3項。設問の場合の事業主は、その不足額を、次の保険年度の6月1日から40日以内又は保険関係が消滅した日から50日以内に納

付しなければならない。

エ ○ 徴収法19条。設問の通り正しい。

オ ○ 徴収法19条4項、5項。設問の通り正しい。なお、確定保険料の認定決定の通知は、納入告知書により行われる。

〔問 10〕 正解 E

A × 徴収法15条3項、4項、法21条。概算保険料の認定決定の場合は、追徴金は徴収されない。

B × 徴収法21条、平成15. 3. 31基発0331002号。天災その他やむを得ない理由がある場合には、追徴金を徴収しないこととされているが、法令の不知、営業の不振等の場合は、天災その他やむを得ない理由がある場合には含まれない。

C × 徴収法27条1項、法28条1項。追徴金は労働保険料ではないので、追徴金には延滞金は課されない。

D × 徴収法25条1項、2項。設問文中の「100分の10」は、正しくは「100分の25」である。

E ○ 徴収法25条1項、則38条5項、平成15. 3. 31基発0331002号。設問の通り正しい。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 B

- A ○ 最二小平成15. 10. 10「フジ興産事件」。設問の通り正しい。
- B × 労働契約法12条。労働契約法12条においては、「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。」とされている。
- C ○ 最一小平成10. 4. 9「片山組事件」。設問の通り正しい。
- D ○ 労働契約法3条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 労働契約法4条2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C

- A × 雇用対策法10条。雇用対策法10条においては、「昇進または職種の変更」に当たって年齢制限をつけることは禁止していない。
- B × 高年齢者雇用安定法8条。高年齢者雇用安定法8条においては、定年年齢を定める場合には、原則として60歳を下回ることができないものとしており、「65歳以上とすること」は義務付けていない。
- C ○ 男女雇用機会均等法7条、同則2条1号。設問の通り正しい。
- D × 最低賃金法4条2項、同法9条1項、同法15条1項、同法40条。最低賃金法4条1項（最低賃金額以上の賃金支払義務）の規定に違反した場合（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）には、50万円以下の罰金に処せられる。なお、その他の記述は正しい。
- E × 労働組合法2条4号。労働組合法においては「主として政治運動又は社会運動を目的とする」団体又は連合団体を労働組合とはいえないとしているのであって、労働組合がその活動の一部として政治運動又は社会運動をすることは差し支えない。

〔問 3〕 正解 B

- A × 「平成24年労働者健康状況調査（厚生労働省）」。1カ月の時間外・休日労働時間が100時間を超えている労働者がいたと回答した事業所の割合は「4.7%」であり2割に達していない。なお、「事業所規模が大きくなるほどその割合が高くなっている」という記述は正しい。
- B ○ 「平成24年労働者健康状況調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C × 「平成24年労働者健康状況調査（厚生労働省）」。過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は「8.1%」となっている。
- D × 「平成24年労働者健康状況調査（厚生労働省）」。現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて「相談できる人がいる」とする労働者の割合は90.0%（9割）となっている。
- E × 「平成24年労働者健康状況調査（厚生労働省）」。職場で受動喫煙があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」（23.2%）、「ときどきある」（28.6%）をあわせて51.8%と、約5割となっている。

〔問 4〕 正解 A

- A × 「平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」。有期契約労働者の実際の勤務年数をみると、「3年超～5年以内」が31.3%と最も多く、5年を超えて同一事業所に勤務している人は、「5年超～10年以内」が23.9%、「10年超」が9.7%となっている。
- B ○ 「平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C ○ 「平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- D ○ 「平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- E ○ 「平成23年有期労働契約に関する実態調査（事業所調査）（厚生労働省）」。

省)」。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 C

- A ○ 「平成25年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。退職給付（一時金・年金）制度がある企業について、制度の形態別にみると、「退職一時金制度のみ」が65.8%、「両制度併用」が22.6%、「退職年金制度のみ」が11.6%となっている。
- B ○ 「平成25年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C × 「平成25年就労条件総合調査（厚生労働省）」。退職一時金制度がある企業で、支払準備形態に社内準備を採用している企業について、算定基礎額の種類（複数回答）をみると、算定基礎額を「退職時の賃金」とする企業割合が55.6%、「別に定める金額」が44.6%となっている。なお、算定基礎額を「別に定める金額」とする場合の方式（複数回答）をみると、「点数（ポイント制）方式」が19.0%と最も高くなっている。
- D ○ 「平成25年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。設問の企業について、保全措置を講じている企業割合は16.7%となっている。
- E ○ 「平成25年就労条件総合調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。退職年金制度がある企業について支払準備形態（複数回答）をみると、厚生年金基金が44.8%と最も多く、確定拠出年金（企業型）が35.9%、確定給付企業年金（キャッシュ・バランス・プランを含む。）35.6%となっている。

【問 6】 正解 B

- A × 社会保険労務士法36条。設問のような免責の規定はない。
- B ○ 社会保険労務士法25条の3、法25条の30。設問の通り正しい。法25条の30（会則を守る義務）は、単なる訓示規定ではなく、会則の不遵守は本条違反として懲戒処分の事由となり得る。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 社会保険労務士法23条の2、法27条。経営コンサルタント業をしているA社は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人ではないため、第27条（業務の制限）に違反するものとなり、一方、B氏は第27条に違反したA社から仕事のあっせんを受けたので、第23条の2（非社会保険労務士との提携の禁止）に違反する。
- D × 社会保険労務士法27条、令2条。紛争解決手続代理業務は、政令で定める業務（税理士等が行う業務）に付随して行うことができる事務には含まれない。
- E × 社会保険労務士法施行規則16条2項。社会保険労務士法において事業主等の記名押印を省略することができるとする規定はない。

〔問 7〕 正解 C

- A × 国民健康保険法54条の3, 1項。「家族療養費」ではなく、「特別療養費」である。
- B × 国民健康保険法54条の4, 1項。移送費は、絶対的必要給付であり、保険者は、被保険者が療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送されたときは、「支給する」とされている。
- C ○ 国民健康保険法58条2項。設問の通り正しい。
- D × 国民健康保険法58条1項。保険者は、被保険者の死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとされているが、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。なお、国民健康保険法では、「埋葬料又は埋葬費の支給」ではなく、「葬祭費の支給又は葬祭の給付」という給付名となっている。
- E × 国民健康保険法68条の2, 1項。当該支援の方針（広域化等支援方針）を定めるのは「国」ではなく「都道府県」である。

〔問 8〕 正解 B

- A ○ 介護保険法46条1項。設問の通り正しい。

- B × 介護保険法79条の2,1項。当該指定は、「3年」ごとの更新ではなく、「6年」ごとの更新である。
- C ○ 介護保険法94条1項。設問の通り正しい。
- D ○ 介護保険法78条の2,2項。設問の通り正しい。
- E ○ 介護保険法69条の7,3項、5項。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 D

- A ○ 確定給付企業年金法29条。設問の通り正しい。
- B ○ 確定給付企業年金法30条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 確定給付企業年金法33条。設問の通り正しい。
- D × 確定給付企業年金法38条。規約で定めることにより、老齢給付金の全部又は一部を一時金として支給することができる。
- E ○ 確定給付企業年金法36条4項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 E

- A × 老人福祉法は「昭和38年」7月に制定された。
- B × 老人医療費支給制度は、「昭和47年」の改正により、翌年1月から実施された。
- C × 老人保健法は「昭和57年」に制定され、翌年2月から施行された。
- D × 後期高齢者医療制度は「平成20年」4月から実施された。
- E ○ 設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 C

- A × 令42条1項。高額療養費多数回該当の場合とは、同一世帯で、療養のあった月以前の12か月以内に既に高額療養費（一定の場合を除く。）が支給されている月数が3か月以上ある場合をいい、4か月目からは多数回該当の高額療養費算定基準額が適用される
- B × 法63条1項、法87条1項、昭和14.5.13社医発336号。輸血に係る血液料金は、「生血」を購入した場合には療養費の支給対象となるが、「保存血」の場合は、療養の給付として現物給付される。
- C ○ 則50条の2,3項。設問の通り正しい。なお、被保険者資格証明書とは、全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又は被扶養者が療養を受ける必要があると認めたときに限り、厚生労働大臣（日本年金機構）が有効期間を定めて交付するものである。
- D × 法7条の21,1項。設問の「運営委員会」は、正しくは「評議会」である。全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとされている。
- E × 法63条2項4号、法86条1項、平成20.3.19厚労告98号。設問の「病床数100床以上」は、正しくは「病床数200床以上」である。被保険者が病床数200床以上の病院で、他の病院や診療所の文書による紹介なしに初診を受けた場合は、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除き、選定療養として特別の料金を徴収することができる。

〔問 2〕 正解 D

- A ○ 法145条1項。設問の通り正しい。
- B ○ 法65条3項1号。設問の通り正しい。保険医療機関等の指定の申請に係る病院等が、保険医療機関等の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものであるときは、厚生労働大臣は、保険医療機関の指定をしないことができる。
- C ○ 法53条の2、則52条の2、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、健康保険の保険給付を行わないことを原則とするが、被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される役員としての業務であって、当該法人における従業員（法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものに起因する負傷、疾病又は死亡については、例外として、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の支給の対象としている。
- D × 法55条1項、法101条、昭和3.3.16保発11号、昭和24.3.26保文発523号。設問の事故（流産）について、労災保険法の規定による療養補償給付の支給を受けたか否かを問わず、妊娠4か月以上の出産については、出産育児一時金が支給される。
- E ○ 法110条の2,1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A

- A ○ 法165条1項、令48条。設問の通り正しい。なお、前納に係る6か月間又は12か月間の期間内において、任意継続被保険者の資格を取得したものについては、資格取得月の翌月以降の期間の保険料について前納することができる。
- B × 法41条1項、2項。定時決定において、4月、5月及び6月のうち、報酬の支払基礎となった日数が17日未満の月があるときは、その月を除いた

報酬の平均額に基づいて標準報酬月額を決定する。設問の場合、報酬の支払の基礎となった日数が17日以上の方が6月のみであるので、「6月」に受けた報酬の額に基づいて、標準報酬月額を決定する。

- C × 法53条、平成19.2.1保発0201001号。傷病手当金についての付加給付（傷病手当金付加金）については、傷病手当金の法定の支給期間を延長して支給することが認められており、傷病手当金の支給開始後3年間支給することができる。
- D × 法33条、則22条2項。設問の「3分の2以上」は、正しくは「4分の3以上」である。任意適用事業の取消しの申請は、健康保険任意適用取消申請書に、被保険者の4分の3以上の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。
- E × 法46条。報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、「都道府県知事」ではなく、「厚生労働大臣」が定める。なお、健康保険組合は、当該価額について、規約で別段の定めをすることができる。

〔問 4〕 正解 B

- A ○ 令42条1項、平成19.3.7保保発0307005号。設問の通り正しい。特定疾病に係る高額療養費については、原則として、多数回該当に係る支給回数に通算されない。
- B × 法55条1項、昭和48.12.1保険発105号・庁保険発24号。労災保険の（暫定）任意適用事業所に使用される健康保険の被保険者に係る通勤災害については、それが、労災保険に未加入の間に発生したものであるときは、健康保険で保険給付を行うものであることとされている。
- C ○ 法100条、昭和2.7.14保理2788号。設問の通り正しい。
- D ○ 法160条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法189条1項、4項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C（イとエ）

- ア ○ 法3条1項6号。設問の通り正しい。
- イ × 法3条7項1号、平成5.3.5保発15号・庁保発4号。収入がある者についての被扶養者の認定においては、その認定に係る者が被保険者と同一世帯に属していない場合、原則として、年間収入が130万円未満（その認定に係る者が60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であり、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合に、被扶養者に該当することとなる。
- ウ ○ 法110条1項、2項1号。設問の通り正しい。
- エ × 法204条1項19号、法204条の7,1項、法204条の8,1項。設問の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、当該権限に係る事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を必要としない。また、当該権限に係る事務は、全国健康保険協会に対しても委任されており、全国健康保険協会が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。
- オ ○ 則52条1項。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 D

- A ○ 法172条2号。設問の通り正しい。
- B ○ 法57条1項、昭和3.4.19保発290号。設問の通り正しい。
- C ○ 法159条の3。設問の通り正しい。
- D × 法28条、法162条。収支が均衡しないものとして厚生労働大臣の指定を受けた健康保険組合（指定健康保険組合）について、設問のような規定は設けられていない。なお、健康保険組合においては、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担割合を増加することができる」とされている。
- E ○ 法7条の25、法7条の28,1項、2項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C

- A × 法58条3項。設問の場合には、その支払った額について返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
- B × 法39条1項。任意適用事業所の適用の取消しによる被保険者資格喪失は、厚生労働大臣の認可を必要とするものであり、したがって、あらためて確認の必要はない。
- C ○ 法35条、昭和50. 3. 29保険発25号・庁保険発8号。設問の通り正しい。
- D × 法38条6号。任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者となった「日」からその資格を喪失する。
- E × 法39条、法附則3条6項、昭和31. 11. 29保文10148号。事業主が資格取得届を行う前に生じた事故であっても、遡って資格取得の確認が行われれば、保険事故として取り扱われる。

〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法107条。設問の通り正しい。
- B ○ 則109条1項2号ハ、昭和48. 11. 7保険発99号・庁保険発21号。設問の通り正しい。
- C ○ 法118条1項1号、2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法57条1項、昭和49. 1. 28保険発10号・庁保険発1号。設問の通り正しい。
- E × 法113条、令35条、昭和23. 12. 2保文発898号。死産児は被扶養者に該当しないので、家族埋葬料は支給されない。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 法3条5項、6項、昭和24. 6. 24保文発1175号、平成15. 10. 1保保発1001002号・庁保険発1001001号。設問の通り正しい。なお、退職手当については、被保険者の在職時に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、労働の対償としての性格が明確であり、被

保険者の通常の生計にあてられる経常的な収入としての意義を有することから、原則として、健康保険法上の報酬又は賞与に該当するものとされている。

- B ○ 法167条1項、大正15.12.4収保313号。設問の通り正しい。事業主は、原則として被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を控除することができる。前月分の報酬をその月に支払う場合においては、前月分の保険料を控除し得る報酬は、原則としてその月に支払う報酬（設問前半の場合）であり、その月分の報酬をその月に支払う場合においては、その月分の保険料を控除し得べき報酬は、原則としてその翌月に支払う報酬（設問後半の場合）とされる。
- C ○ 法167条1項。設問の通り正しい。被保険者が月の最終日に退職等した場合には、前月及びその月の保険料を同時に控除することができる。
- D ○ 法43条1項、法44条1項、昭和60.7.1保発7号・庁保発22号。設問の通り正しい。
- E × 法104条、法附則3条6項。設問の場合には、資格喪失後に出産手当金の継続給付を受けることはできない。

〔問 10〕 正解 B

- A × 法99条、昭和26.1.24保文発162号。傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとされているので、設問の場合には、「同年6月1日」から起算して1年6か月を超えないものとされている。
- B ○ 法99条2項。設問の通り正しい。傷病手当金の支給期間は、その支給を開始した日から起算して1年6か月を超えないものとされているが、その1年6か月間には、労務可能となって傷病手当金を受けなかった期間も含まれる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C × 法38条。任意継続被保険者の資格喪失要件に、被扶養者となる要件を満たした場合という規定はない。
- D × 法35条、昭和26.11.28保文発5177号。設問の場合には、「試用期間を経過した日の翌日」からではなく、「適用事業所に使用されるに至った日」から被保険者となる。
- E × 法99条1項、厚年法26条、同法43条1項。健康保険法の傷病手当金に係る標準報酬日額については、設問の特例は適用されない。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 A

- A × 法66条1項ただし書。妻に対する遺族厚生年金が、受給権者である妻自身の申出によりその支給を停止されている場合には、子に対する遺族厚生年金は支給停止されない。
- B ○ 法64条の2,1項、令3条の11。設問の通り正しい。
- C ○ 法66条2項。設問の通り正しい。
- D ○ 法61条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 法63条1項3号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D（イとオ）

平成22.6.18年発0618第2号。「日本年金機構により滞納処分その他の処分を受けたにもかかわらず滞納保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと」が財務大臣に権限を委任する場合の要件とされているため、イは要件に該当しない。また、オに該当する場合は権限の委任を行わないものとされている。

〔問 3〕 正解 E

- A × 法38条の2、平成19.3.29庁保発0329009号。設問のような規定はない。
- B × 法36条3項。前支払期月に支払うべきであった年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとされているので、奇数月に支払われることもあり得る。
- C × 法附則4条の5,1項。適用事業所以外の事業所に使用される70歳以上の者が高齢任意加入被保険者となるためには、事業主の同意を得たうえで、

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

厚生労働大臣の認可を受けなければならない、認可を受けた日に資格を取得する。

- D × 則33条1項。特別支給の老齢厚生年金の裁定請求書に雇用保険被保険者番号を記載した場合には、雇用保険法の規定による求職の申込みを行ったときに、支給停止事由該当届を提出する必要はない。
- E ○ 法47条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B

- A × 法附則29条1項。老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者は、脱退一時金の支給を請求することはできない。
- B ○ 法附則29条8項。設問の通り正しい。
- C × 法附則29条1項2号、令12条。障害手当金の受給権を有したことがある者は、脱退一時金の支給を請求することはできない。
- D × 法附則29条1項3号。脱退一時金を請求することができないのは、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して「2年」を経過しているときである。
- E × 法附則29条3項。脱退一時金の額は、被保険者であった期間に応じて、その期間の平均標準報酬額に支給率を乗じて得た額である。

〔問 5〕 正解 E

- A × 法44条4項4号。設問の配偶者が65歳に達したときは、当該配偶者を対象とする加給年金額は加算しないものとし、当該配偶者が65歳に達した日の属する月の翌月から老齢厚生年金の額が改定される。
- B × 法44条2項。子を対象とする加給年金額は、1人につき74,900円に改定率を乗じて得た額（そのうち2人までについては、それぞれ224,700円に改定率を乗じて得た額）とされており、子が3人いる場合は1人の場合の3倍の額ではない。

- C × 法46条6項。配偶者を対象とする加給年金額は、当該配偶者が障害厚生年金を受けることができるときは、障害等級3級の障害厚生年金であっても、支給停止される。
- D × 法附則7条の4,1項、法附則11条の5。基本手当との調整により60歳台前半の老齢厚生年金が支給停止される場合は、加給年金額についても支給停止される。
- E ○ 法44条1項、(60)法附12条1項4号、(60)法附則61条1項、(60)法附則別表第3。設問の通り正しい。設問の妻は、65歳に達したときに初めて中高齢者の特例に該当したものであるから、65歳以後の老齢厚生年金の受給権を取得したときに加給年金額対象者があるときは、加給年金額が加算されることになる。

〔問 6〕 正解 C

- A × 法43条3項。退職改定は、被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときに行われるものであるため、設問の場合、退職改定は行われない。
- B × 法43条2項。老齢厚生年金の額について、受給権者がその権利を取得した月は、その計算の基礎とされない。
- C ○ 法46条1項。設問の通り正しい。
- D × 法44条の3,1項。設問の者は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。
- E × 法47条の2,1項。事後重症による障害厚生年金の対象となる障害の程度には、障害等級3級も含まれる。

〔問 7〕 正解 E

- A × 法41条2項。「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、

この限りでない。」とされており、遺族厚生年金として支給を受けた金銭を標準として租税以外の公課を課することはできない。

- B × 法41条2項、介護保険法131条、同法施行令40条。老齢厚生年金については所得税等の源泉徴収の対象となり得るため、「全額が受給権者に支払われることとされており」とする記述は誤り。なお、老齢厚生年金は介護保険料の特別徴収の対象とはされていないので、「介護保険料を控除して支払われることはない」とする記述は正しい。
- C × 法41条2項。「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。」とされており、老齢厚生年金として支給を受けた金銭を標準として地方税を課することができる。
- D × 法41条1項。遺族厚生年金を受ける権利は、国税滞納処分により差し押さえることはできない。
- E ○ 法41条1項ただし書、独立行政法人福祉医療機構法12条1項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C

- A ○ 法78条の14,1項、則78条の14,1号。設問の通り正しい。
- B ○ 法78条の14,1項、(16)法附則49条。設問の通り正しい。
- C × 法78条の14,2項。設問の場合、厚生労働大臣は、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を「当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額」にそれぞれ改定し、及び決定することができるとされている。
- D ○ 法78条の18,1項。設問の通り正しい。
- E ○ 則78条の17,1項2号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D

- A × 法附則8条の2, 1項。設問の者に報酬比例部分のみの老齢厚生年金が支給されるのは「61歳」からである。
- B × (60)法附則12条1項2号、(60)法附則別表第2。設問の者は、厚生年金保険の被保険者期間が「23年」あれば、老齢厚生年金の受給資格期間を満たしたものとされる。
- C × 法附則8条の2, 2項。設問の者に報酬比例部分のみの老齢厚生年金が支給されるのは「64歳」からである。
- D ○ 平成26. 1. 17保保発0117第2号・年管管発0117第1号。設問の通り正しい。
- E × 則13条の2, 1項、2項。設問の届書は「5日以内」に提出しなければならない。

〔問 10〕 正解 A

- A × 則19条の5, 1項。「育児休業中で厚生年金保険料が免除されている者に対して賞与が支払われた場合」であっても、賞与支払届を提出しなければならない。
- B ○ 法63条1項5号イ。設問の通り正しい。
- C ○ 法38条1項、法附則17条。設問の通り正しい。
- D ○ 法58条1項3号、法60条1項。設問の通り正しい。
- E ○ 平成25. 1. 25保保発0125第1号・年年発0125第1号・年管管発0125第1号。設問の通り正しい。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 D

- A ○ 法附則9条の2, 1項カッコ書。設問の通り正しい。
- B ○ 法附則9条の2, 2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法附則9条の2, 5項。設問の通り正しい。
- D × 法附則9条の2, 4項、令12条の2, 1項、(12)令附則2条。「昭和26年4月1日以前」ではなく、「昭和16年4月1日以前」に生まれた者の減額率が年単位である。
- E ○ 法附則9条の2, 6項、令12条の2, 2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C

- A × 法41条の2, 1項。設問中「6か月」は正しくは「1年」である。
- B × 法18条の2。設問中「1か月間」は正しくは「3か月間」である。
- C ○ 法18条の3。設問の通り正しい。
- D × 法49条1項。設問の婚姻関係には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含まれる。
- E × 法52条の4。設問中「300か月」は正しくは「420か月」である。

〔問 3〕 正解 D（ウとオ）

- ア ○ 法88条3項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法93条1項、令7条。設問の通り正しい。
- ウ × 法87条の2, 3項、4項。納期限までに付加保険料を納付しなかった場合であっても、付加保険料の納付を辞退したものとはみなされない。
- エ ○ 則75条。設問の通り正しい。

- オ × 法94条2項、(16)法附則19条4項。納付することを要しないものとされた保険料の一部について追納する場合は、原則として、先ず、学生等の納付特例期間又は若年者の納付猶予期間について行い、次いで全額免除期間又は一部免除期間の順に行う。

〔問 4〕 正解 C (イとエ)

- ア ○ 法85条1項1号、2号。設問の通り正しい。
- イ × 法85条1項1号、3号。20歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用については、その「6割」を国庫負担する。
- ウ ○ (60)法附則34条1項1号。設問の通り正しい。
- エ × (60)法附則34条1項1号。付加年金の給付に要する費用についてはその「4分の1」を国庫が負担する。
- オ ○ 法85条2項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A

- A × 法11条。設問の場合、平成26年2月までが被保険者期間に算入される。
- B ○ 労災保険法別表第1。設問の通り正しい。設問の場合には労災保険法の規定による遺族補償年金について減額調整が行われ、遺族基礎年金は支給停止されない。
- C ○ 法90条の2、3項、令6条の9の2。設問の通り正しい。
- D ○ 法89条2項。設問の通り正しい。
- E ○ 基金令12条1項、2項。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 B

- A × 法20条1項。設問の場合には、付加年金は支給停止されず併給される。
- B ○ 法90条1項1号、令6条の7、所得税法2条1項33号。設問の通り正しい。
- C × 法附則9条の4の5。設問中「100分の70」は正しくは「100分の90」である。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D × 法87条の2, 1項。設問の場合には、付加保険料を納付することはできない。
- E × 法98条。国民年金法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。

〔問 7〕 正解 E

- A × 法30条の4、法85条1項、法94条の2, 1項、2項。国民年金法の年金たる給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や被用者年金制度による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。
- B × 法35条2号、3号。設問中「5年」は正しくは「3年」である。
- C × 法7条1項2号、法附則3条、厚年法附則4条の3, 1項、同法附則4条の5, 1項。設問の者は、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有していなければ、障害を支給事由とする年金給付の受給権を有していても、第2号被保険者となる。
- D × 法附則9条の4の2, 4項。設問の時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、法第90条の3第1項の規定による学生納付特例期間とみなされる。
- E ○ 法34条3項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 C

- A × 則15条の2, 2項。設問における節目の年齢は、「35歳、45歳、59歳」とされている。
- B × 法128条5項。国民年金基金が、政令で定めるところにより、その業務の一部を国民年金基金連合会に委託するためには、厚生労働大臣の「認可」を受けなければならない。
- C ○ 法11条1項、2項。設問の通り正しい。

- D × 法37条1号、4号、(60)法附則20条2項。設問の死亡者は、保険料納付済期間を25年有し老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていたことから、保険料納付要件を問われることなく、設問の子は遺族基礎年金の受給権を取得する。なお、設問の場合には、仮に設問の死亡者が20歳に達した時から死亡した時まで第1号被保険者だったとしても、被保険者期間30年間のうち25年が保険料納付済期間であり、本来の保険料納付要件を満たしている。
- E × 法89条1項。設問の法定免除の期間は、その該当するに至った日の属する「月の前月」からこれに該当しなくなる日の属する「月」までとされている。

〔問 9〕 正解 B

- A × 法30条の4, 1項。設問の者は、現在まで継続してうつ病の治療をしていることから、障害認定日は、19歳の時の初診日から起算して1年6月を経過した日、つまり、20歳に達した日後となる。したがって、設問の場合、20歳に達した日ではなく、障害認定日において障害等級1級又は2級に該当していれば、その日に20歳前傷病による障害基礎年金の受給権が発生する。
- B ○ 法16条、法30条。設問の通り正しい。設問の者は、法30条の規定による障害基礎年金の支給要件を満たすため、その請求（裁定請求）をすることができる。
- C × 法31条。設問の場合、併合認定の対象となり、前後の障害を併合した障害の程度による障害基礎年金が支給され、従前の精神の障害による障害基礎年金の受給権は消滅する。
- D × 法30条の3, 1項、2項。設問の場合、後発傷病の初診日の前日における保険料納付要件を満たしていれば、基準傷病に基づく障害による障害基礎年金の受給権が発生する。

- E × 法34条4項。その他障害との併合による改定請求は、後発の傷病による障害（その他障害）に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、既存の障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したときに、その期間内に行うことができる。

〔問 10〕 正解 A

- A × 法41条2項。設問の場合、子に対する遺族基礎年金が支給停止され、夫に対する遺族基礎年金は支給停止されない。
- B ○ (24)法附則11条1項。設問の通り正しい。
- C ○ 則23条1項、則38条1項、則53条1項、則60条の8,1項。設問の通り正しい。
- D ○ 平成26.3.31厚労告191号。設問の通り正しい。
- E ○ 法19条1項、4項、令4条の3の2、昭和36.8.11年福発87号、平成26.3.31年発0331第7号。設問の通り正しい。

第 46 回 社会保険労務士試験 本試験受験番号調査のお願い

TAC 社会保険労務士講座では、8 月 24 日（日）に実施された第 46 回社会保険労務士試験につき、受講生の皆様の受験状況を把握し、また今後の受験指導の更なる充実を目指すため、本試験受験番号調査を行っております。

大変お手数ではございますが、受験申込手続きをされた方につきましては、当該サイトにて必要事項をご入力くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます（ご入力の際は、TAC 会員番号が必要となります）。

（注）受講生の皆様には、教室講座における調査や往復葉書にて調査を行っておりますが、既にご対応いただいた方につきましては、当サービスのご対応は不要です。何卒よろしくお願い申し上げます。

http://www.tac-school.co.jp/kouza_sharosi/sharosi_jbchousa.html



※上記 URL より直接アクセスする方法のほか、TAC ホームページトップ画面の【社会保険労務士】をクリックし、社会保険労務士ページの画面右にある

【2014 年度受験番号調査】よりアクセスする方法もございます。

